

(参考) 新しい安全性検査制度の基本的な枠組み (令和3年12月21日 第5回農作業安全検討会で確認)

- 令和3年8月、11月に行われた制度検討部会での議論を経て、新しい安全性検査制度における対象機種や開始時期などを定めた「新しい安全性検査制度の基本的な枠組み(案)」を作成し、第5回農作業安全検討会で確認。
- これに沿って、特に検討に時間を要する各対象機種の安全装備検査基準を中心に、日農工(農機メーカー)、農研機構、農水省で検討を重ねてきたところ。

1 検査手続きの簡素化等

1 対象機種

- 乗用型トラクター、歩行型トラクター、自脱型コンバイン、田植機、乾燥機は、順次、安全装備検査基準を個別に検討した上で実施。
- スピードスプレー(SS)については、別途分科会を立ち上げた上で必要な安全対策を検討。

2 開始時期

- 乗用型トラクターの新基準の適用時期である令和7年4月と整合させることとし、その間は現行制度を継続する。

3 書面審査

- 安全性検査の可否の判断を、実機検査に代えて書面で行う。
(ただし、依頼者が実機検査を希望する場合はこれも認める)
- 書類や申請手続きを簡素化する。

4 製品アセスメント

- 検査実績が十分ではない機種は、対象機種から一旦除外した上で、安全性能を評価及び公表する「製品アセスメント」を行い、市販機種の安全水準を関係者に広く明らかにした上で、対象機種への移行を進める。

2 わかりやすさの向上・検査基準の明確化

- 新証票はシンプルなデザインとし、一般公募を通じて決定。
- 「安全装備検査基準」、「先進安全装備リスト」等の新基準は2019年基準を基本に検討。
- 基準の明確化に向けた勉強会の開催、基準適合・不適合事例の共有。

3 購買行動対応の強化

- WEB、パンフレットにおける合格証票の表示ルールを統一。
- 検査合格機を対象とした保険料の割引について事業者と協議。

4 その他(検査結果の有効期限)

- 旧基準合格機に対する証票貼付は、新基準適用開始後3ヶ年を限度。

(参考) 今後更に検討が必要な事項

- ① 量産直前の受検
- ② 年度末・年度当初に受検の申込みができない期間の短縮化
- ③ 事後検査の具体的手法等
- ④ 製品アセスメントの1機種目の選定
- ⑤ 書面審査の様式・添付書類及び検査手数料の水準
- ⑥ 基準の明確化に向けた勉強会の開催手法、基準不適合事例の共有手法
- ⑦ 検査証票の効果的な周知方法